



平成 29 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社みちのく銀行
代 表 者 名 取締役頭取 高田 邦洋
コ ー ド 番 号 8 3 5 0 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 執 行 役 員
経営企画部長 須藤 慎治
(TEL 017-774-1116)

タカタ株式会社に対する債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

当行の取引先であるタカタ株式会社が、平成 29 年 6 月 26 日付けで、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、同社に対する債権について、以下のとおり取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

1. 相手方の概要

| | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | タカタ株式会社 |
| (2) 所 在 地 | 東京都港区赤坂二丁目 12 番 31 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長兼社長 高田 重久 |
| (4) 事 業 内 容 | シートベルト、エアバック及びステアリングの製造販売 |
| (5) 資 本 金 | 41,862 百万円 |

2. タカタ株式会社に対する債権の種類及び金額

| 債権の種類 | 金 額 | 連結純資産に対する割合 |
|-------|-----------|-------------|
| 貸出金 | 1,250 百万円 | 1.35% |

3. 今後の見通し

上記債権につきましては、担保により保全されていない金額は、既に全額を貸倒引当金として処理済であり、本件による平成 29 年 5 月 10 日に公表いたしました平成 30 年 3 月期第 2 四半期（中間期）及び通期の業績予想に影響はございません。

以 上